

Activities for the Industry and Academic Coalition

韓国発明振興会の代表メンバーが本学の産学官連携機構を訪問

韓国発明振興会（KIPA）の代表メンバー14名が、6月26日（火）に来校され、知的財産本部、（株）キャンパスクリエイト、研究協力課などと意見交換を行いました。

KIPAは、日本の発明協会に相当する韓国特許庁の外郭組織で、韓国で発明の振興、知的財産教育、特許技術の技術移転のサポートなどを行っています。KIPAは、毎年、日本の主要企業などを訪問し、各企業の知財戦略などを研究しており、今回、企業（サントリー、ソニーなど）の他、大学組織として電気通信大学を訪問先として選んで来校されました。今回の来校メンバーは、企業側では LG 関係会社の知財チームや、京畿大学の産学協力団の所員等、知的財産に係る職務を持つ方でした。



- 当校側から三木哲也知的財産本部本部長の挨拶の後に、
- 日本の大学の知的財産活動と電気通信大学の場合
：堀 副本部長
 - 大学と企業間の共同出願に関する日本、韓国、米国等の特許法
：米山 MG
 - 日本の大学のTLOの活動と、電気通信大学（キャンパスC）の場合
：安田社長（小川技術アドバイザー）
- のプレゼンテーションを行いました。その後、産学連携に係り、KIPA側、電気通信大学側から活発な意見交換が行われました。

Important Information for a presentation at the study meeting and NDA

学会発表と特許出願

発表の会場で参加者に「守秘義務を課す」ためのお願い

本学では、特許出願を予定するときには、論文等の発表前に出願を完了させることを原則としておりますが、現実としてその発表前に出願を完了させることが困難な場合もありえるかと思えます。

そこで、本学の知的財産本部は、論文の発表内容に発明が含まれるものと思われ、それを特許出願する予定の案件については、新規性を喪失せずして研究成果を発表する方法として、下記の手段を取ることを推奨し、お願いしております。

- 発表の会場で参加者に「守秘義務を課す」ためのお願い**
 - 参加者名簿（秘密保持して戴く旨を記載したもの）への署名をお願いすること。
 - 可能な限り、論文発表会参加者に発表内容のうちどの範囲が発明に当たるのかを説明し、その内容を一定期間（例えば、1ヶ月程度）に亘っては、第三者に公表しない旨、の約束をしてください。これにより、発明をより安全に特許化することが可能になります。
- 論文発表要旨等に「守秘義務を記す」ためのお願い**
 - 論文発表会で配布するものであって、発明が含まれる論文発表要旨等には可能な限り「発表内容は非公開扱い」、「当発表会外秘」と記載することを推奨いたします。これにより、発明をより安全に特許化することが可能になります。
- 特許法30条規定（新規性喪失の例外）の適用について**
 - 知的財産本部では、（参加者名簿の署名を取れなかった場合などの対応として）必要に応じて特許法30条規定（新規性喪失の例外）を適用することにつき、相談の上、検討したいと思います。なお、特許法30条規定を適用した出願（発明）に関しては、海外特許をするに制限があることもご承知おき下さい。**この場合注意して戴きたいことは、実際の論文発表の日よりも早く論文予行集（印刷物、Web 発表など）が出る際には、その発行日が公知の日となることです。**

以上、研究成果を十分に発表するも、日本、海外の特許をより安全に取得・維持することを可能にするためにお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら知的財産本部の知財マネージャまでお問い合わせ下さい。



編集・発行
2008.3



電気通信大学 知的財産本部
〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1
Tel 0424-43-5838 Fax 0424-43-5839
http://www.ip.uec.ac.jp e-mail info@ip.uec.ac.jp

☆このジャーナルにより、電気通信大学の知的財産にかかる活動やニュースなどを取り上げてお知らせ致します☆

これまでの5年間の主な取組と現況

Activities for the past 5 years



知的財産本部の設置から5年目を迎えました

知的財産の創出・管理・活用の体制整備

5年間の知的財産本部整備事業期間中に本学知的財産本部として現在必要な体制は国際化も含めほぼすべて整備し、今後は状況の変化に対応した体制補強と維持管理及び知的財産の質の向上、更に著作権等特許以外の知的財産権に係る体制整備を重点的に行います。

知的財産の創出・管理・活用のために必要な体制として、ポリシー・規程類（計12種）、契約書類雛形（14）、各種書式（17）、解説書類（55）、コンピュータ管理システム、ホームページ、国内契約特許事務所（15事務所）、国内法律事務所（1事務所）、海外特許事務所（3箇所、交流のみ）等を整備し実際に運用してきました。

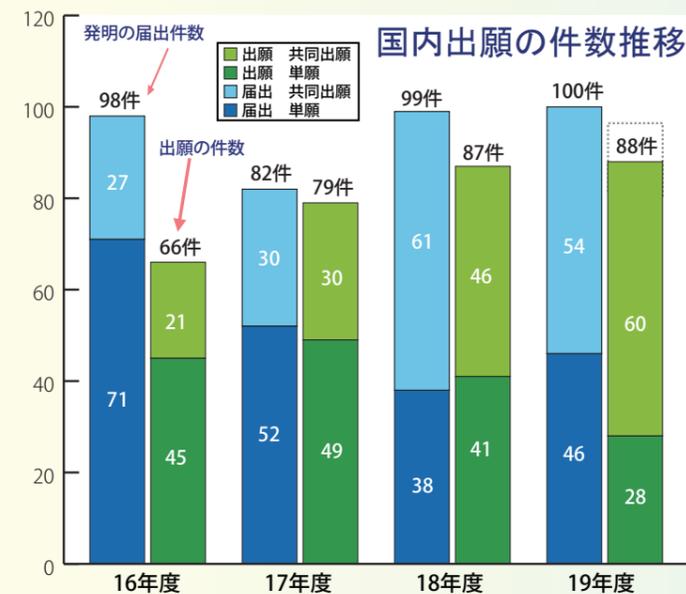
国際化対応についてもポリシー、共同・受託研究契約雛形等をすでに整備し実際に契約を行ってきました。ただし著作権の取扱いについては国内外とも結果的には優れた実績を上げましたが、大学という環境下での最適な体制、運用については試行段階であり更なる体制整備が必要になります。

また、共同研究における特許の取り扱いに関する大学・企業間の問題に関しては日本知的財産協会とも連携し産業界と議論しその成果を広く公開してきました。教職員、研究者に対する知財啓発活動に加え、本学学生に対しても知財講義、セミナー、発明コンテスト等を知的財産本部が関与して行ってきました。それらに対し本学卒業生弁理士、知財職関係者による「ならびの会」、「双乃会」から絶大な支援を頂いております。

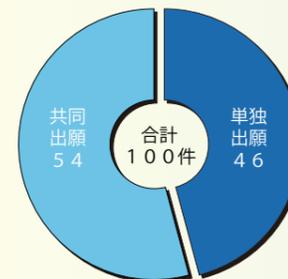
また、社会貢献の観点から知財セミナー等は学外の人にも開放してきました。

Statistics for the Patent Applications

特許統計データ



19年度 発明届出件数



19年度 特許出願件数



注）外国出願の件数は日本出願1件に対するファミリー件数を示すもの（複数国に出願をしても1件とカウントする）

5年間の発明届出数、出願件数、海外出願件数、共同出願件数を示します。19年度のデータは未だ出揃ってはいません。（平成20年3月19日現在）